

JISA 適正取引推進オンラインセミナー開催

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」及び政策の動向

令和6年10月2日、企画委員会（委員長：船越 真樹：(株)ID ホールディングス 代表取締役社長）では、公正取引委員会から山内 宣親氏（公正取引委員会 経済取引局取引部企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査官）、中小企業庁から川森 敬太氏（中小企業庁事業環境部 取引課 総括補佐）を講師にお迎えし、適正取引推進オンラインセミナーを開催した。このセミナーは令和5年11月29日に内閣官房及び公正取引委員会から公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の概要と取引適正化に係る政策の動向を説明いただくもので、374名の参加申し込みを得た。



講演は2部構成で行われ、第1部では、公正取引委員会の山内氏から「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「労務費指針」という。）」をテーマに、現状と今後の対応の観点から講演が行われた。

はじめに、労務費の転嫁の現状と問題点について、「令和5年度独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（以下「特別調査」という。）」の結果から、当業界はコストに占める労務費の割合（57.9%）が全業種平均（32.4%）に比して高いこと、発注者への労務費の価格転嫁の要請をしていない受注者が56.3%と半数を超えるが、要請した場合は転嫁率が高い（90%以上）受注者が多いことなどが紹介された。

続いて、同指針の概要について説明が行われた。同指針には労務費の適切な転嫁のために、発注者・受注者の双方が積極的に価格交渉を行うことができるように、双方が採るべき行動、求められる行動が12の指針としてまとめられている。特に、立場の強い発注者には、経営トップから労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を社内外に示すことや定期的な協議の実施を提案することなどが求められており、同指針に沿わないような行為により公正な競争を阻害するおそれを生じさせることのないよう、適切な取組の必要性が示されている。

山内氏は講義を通して、独占禁止法及び下請法違反行為を未然に防止し、取引の適正化を進めるため、取引当事者間における同指針の遵守の重要性を訴えたほか、必要に応じて相談窓口や同指針の別添資料である価格交渉の申し込み様式例の活用を促した。

講演の第2部では、中小企業庁の川森氏から「取引適正化に係る政策の動向」について、各種調査結果に基づく解説が行われた。

サプライチェーン全体がコスト高騰に直面する中、獲得した収益を下請中小企業も含めて適切に分担・共有し、中小企業の賃上げ原資を確保するためにも政府全体で取引適正化に取り組んでいる。

講演では、まず、未来志向型の取引慣行に向けた重点5課題である①価格交渉・価格転嫁の促進、②支払条件の改善、③型取引の適正化、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止について、取組のポイントを説明した。

続いて、川森氏は、労務費指針のデータ編（「特別調査」の回答集計）、公正取引委員会が公開している「法令遵守状況の自主点検」（2023年度）の結果、各業界が取引適正化に係る自主行動計画に基づいて実施しているフォローアップ調査の結果、中小企業庁が価格交渉月間（3月と9月）に合わせ実施しているフォローアップ調査の結果等各種データをもとに現状と課題を述べた。

解説のうち、上記重点5課題の①価格交渉・価格転嫁の促進については、自主行動計画フォローアップ調査の結果から、価格改定協議の頻度、変動コスト上昇分の価格転嫁の現状、変動コストを2023年度の単価に反映できなかった主な理由とその理由の認識が発注者側と受注者側で差異がある点を紹介した。中小企業庁価格交渉月間フォローアップ調査では、「交渉して貰えたか否か」を点数化し業界平均点と順位を公開している。情報サービス・ソフトウェア業について、「価格交渉」実施状況の業種別ランキングは、2023年9月調査結果では21位であったが、2024年3月の調査結果では9位に上昇。また、同調査における「価格転嫁」実施状況の業種別ランキングでは、2023年9月調査結果では23位であったが、2024年3月の結果では11位と上昇傾向が見られる。具体的には、発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われたとする回答（2023年度9月調査では9.7%、2024年3月調査では15.0%）、価格転嫁率（2023年度9月調査では39.6%、2024年3月調査では47.1%）ともに情報サービス・ソフトウェア業は取引慣行の改善が見て取れる。

支払い条件の改善（約束手形の支払いサイトの短縮、現金払いの促進）、知的財産権に関する取引適正化に向けた取組も進めており、講演の中では、知的財産権に関する紛争の責任・負担を下請事業者に転嫁する行為への注意も促した。

公正取引委員会と中小企業庁では、企業取引研究会を開催し、下請法を中心に、優越的地位の濫用規制のあり方について検討を開始している。講演では、検討の趣旨や考えられる論点を紹介した。

最後に、令和6年11月1日施行となるフリーランス法（特定受託者に係る取引の適正化等に関する法律）について、同法の趣旨・目的、同法の対象と規制内



中小企業庁事業環境部 取引課
総括補佐 川森 敬太氏

容の概要を説明し講演を締めくくった。

<参考>

■内閣官房・公正取引委員会「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

■中小企業庁「知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形」について（令和6年10月改正）

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline.html

（企画委員会事務局）